

クリスマスカップレース 2018(兼ビワコカップ第2戦)

主 催: クリスマスカップレース 2018 実行委員会

協 力: ヤマハマリーナ琵琶湖

主 管: ヤマハマリーナ(株)

帆 走 指 示 書

1. 適用規則

本レガッタには、『セーリング競技規則(以下RRS)』に定義された規則が適用される。

2. 参加申込

参加資格をもつヨットは、大会本部(ヤマハマリーナ琵琶湖)に 12月6日までにFAXにて申し込むこと によって、参加することができる。

3. 競技者への通告

競技者への通告は、本部船より口頭にて行うものとする。

4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日のAM8:30以前にヤマハマリーナ琵琶湖WEBに掲示されるものとする。

5. 申告

5-1 出艇申告は、参加申込書を以て受付けるものとする。

5-2 帰着申告は、フィニッシングラインを横切ったことにより、免除される。

リタイヤ、DNF、タイムリミット艇、それ以外の艇又は出艇申告をしたにもかかわらずスタートしない艇は、12月16日(日)PM 3:00迄に、必ず陸上本部へ連絡するものとする。

但し、電話連絡の場合は、必ず艇の責任者が行き、第三者に伝言を託してはならない。

5-3 帰着申告については、レース艇に義務づける事とし、5-2項に違反したヨットは、失格とする。

* 陸上本部連絡先 ヤマハマリーナ琵琶湖 077- 578- 2182

6. レース日程

6-1 12月16日(日) 予告信号の予定時刻 AM10:55

6-2 1つのレースまたは1連のレースが間もなく始まることを艇に喚起するために、予告信号を発する最低5分前に音響1声と共にオレンジ色のスタートライン旗を掲揚する。

7. クラス旗

ヤマハビワコカップ旗は(黒地に赤のYAMAHAのロゴ)とする。

8. レースエリア

琵琶湖南湖とする。

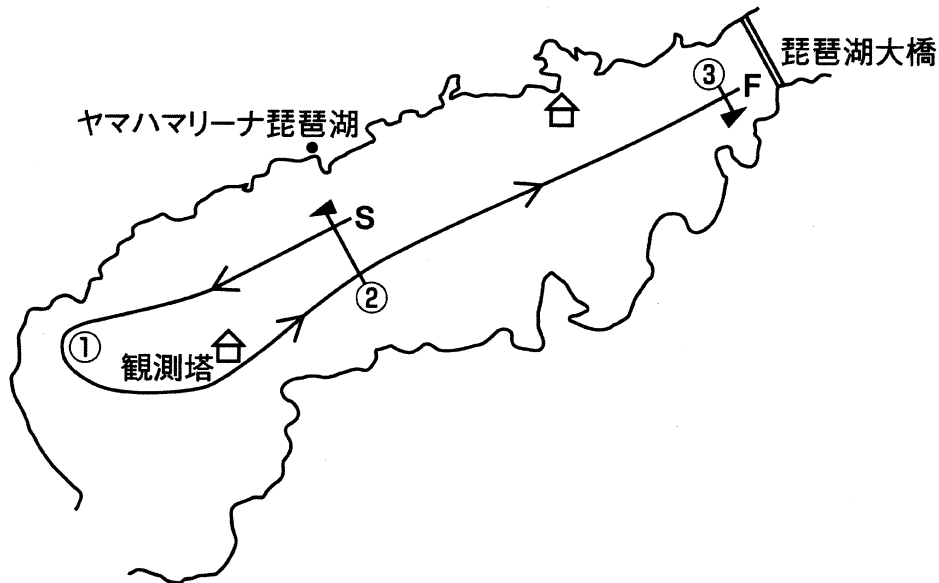
スタートはヤマハマリーナ琵琶湖沖を予定。

9. コース

コースは、通過すべきマークの順序及び回航方向を含み、おおよそ次図の通りとする。

9-1 コース図

スタート/マーク②(ヤマハマリーナ琵琶湖沖) → マーク①(柳ヶ崎沖) → 観測塔(南湖湖心局)
→ マーク②(ヤマハマリーナ琵琶湖沖) → フィニッシュ/マーク③(堅田沖)



9-2 コースの次のレグの変更

変更は行わない。

9-3 コース短縮

コース短縮をする場合は、RRS 32.2に従って行う。(音響2声と共にS旗掲揚、)

10. マーク

マーク①②③は、高さ約1.3mの黄色三角ブイである。

11. スタート

11-1 レースはRRS26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前として、スタートさせる。

(予告信号) スタート 5分前 ヤマハビワコカップ旗掲揚、音響1声

(準備信号) スタート 4分前 P旗またはI旗またはU旗の掲揚、音響1声

(1分) スタート 1分前 準備信号の降下、長音1声

(スタート信号) クラス旗降下、音響1声

11-2 スタートラインは、レースコミッティボートのオレンジ色旗を揚げたポールと、スタートマーク②の間とする。

12. スタートのペナルティ (I 旗規則. U 旗規則)

- 12-1 準備信号時にI 旗が掲揚された時は、RRS 30.1 が適用される。
- 12-2 I 旗が掲揚された場合、スタート 信号前の1 分間に、艇体、乗員又は艀装の一部でもスタートライン又はそのどちらかの延長線上のコースサイドにある場合、その艇はスタートする前にスタートラインの延長線を横切りプレ・スタート サイドまで帆走しなければならない。
- 12-3 準備信号時にU 旗が掲揚された時は、RRS 30.3 が適用される。
- 12-4 U 旗が掲揚された場合、スタート 信号前の1 分間に、艇体、乗員又は艀装の一部がスタートラインの両端と最初のマークで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされなければならない。ただしレースが再スタートまたは再レースとなった場合は、失格とならない。

13. 個別リコール

- 13-1 RRS 29.1 により、レース本部艇にX 旗を掲げ音響1 声を発する。
- 13-2 スタート 信号の際、艇体・乗員又は艀装の一部がスタートラインのコースサイドにある場合その艇はスタートする前に完全にスタートラインのプレスタート サイドを帆走しなければならない。
- 13-3 掲揚の時間は、全てのリコール艇がスタートライン及びその延長線上のプレスタート サイドに完全に入るか、あるいはスタート 信号後4 分間のいずれか 早い方とする。

14. ゼネラルリコール

- 14-1 RRS 29.2 により、レースコミッティボートに第1 代表旗を掲げ、音響2 声を発する。
- 14-2 新たなスタートの予告信号は、音響1 声と共に第1 代表旗が降下した1 分後に発せられる。

15. フィニッシュ

フィニッシュラインは、レースコミッティボートのオレンジ色旗を掲げたポールとフィニッシュマーク③との間とする。
運営艇に青色旗が掲げられた時は、フィニッシュラインに位置していることを意味する。

16. タイムリミット

タイムリミットは、12月16日(日)15:00とする。

17. 抗議

- 17-1 抗議は、陸上本部で入手し得る書式に記入し、最終艇フィニッシュ後60分以内に陸上本部に提出しなければならない。
- 17-2 抗議の通告は、審問の場所・時刻・抗議の当事者又は証人として指名された者を競技者に知らせる為、抗議締切時刻後30分以内に掲示するものとする。
- 17-3 審問に出席を怠った場合は、RRS 63.3.(b)を適用する。

18. 順位の決定

18-1 ポーツマスナンバーによる修正時間にて順位を決定する。

18-2 ホワイトセール(メインジブ共ダクロンまたはテトロン製)を装着している艇はポーツマスナンバーを+3, 0とする。申込み時自己申告すること。但しレース委員会が現認する場合もある。

19. 失格に代わるペナルティー

RRS 44.2を適用する。(2回転のペナルティー)

*ケース後速やかに2回のタックと2回のジャイブを含む同一方向への2回転

20. ごみの投棄

レース艇はいかなるゴミも湖上に投棄してはならない。

21. エンジンの使用

レース中に艇体に付着した水草等の除去のため、一時的にエンジンを使用することを認める。

使用后、出来るだけ早く他艇から離れた後、1回転ペナルティを履行しなければならない。

ただし、艇がそのレースで明らかな有利を得ない場合に限る。

22. 得点方法

22-1 本レースの成績は、シリーズレースである『2018ビワコカップ』の得点として加算される。

22-2 得点方法

| | | |
|-------------------------------------|---------------|--------|
| ☆正規にスタートしてフィニッシュした艇 | 1位 | 0点 |
| | 2位以下 | 順位点の得点 |
| ☆DNC(スタートしなかった。スタートエリアに来なかった。) | そのレースの参加隻数 | +3点 |
| ☆DSQ(失格。) | " | +2点 |
| ☆RET(リタイアした。) | " | +1点 |
| ☆OCS(スタートしなかった。スタート信号の時のスタートライン) | そのレースの参加隻数 | +1点 |
| (のコースサイドにいてスタートしなかったか、規則30.1に違反した。) | | |
| ☆UFD(規則30.3に基づく失格。) | そのレースの参加隻数 | +1点 |
| ☆DNS(スタートしなかった。DNCとOCS以外) | そのレースの参加隻数の得点 | |
| ☆DNF(フィニッシュしなかった。) | そのレースの参加隻数の得点 | |

23. 表彰

ビワコカップシリーズ

総合1~3位

クリスマスカップ

ファーストフォーム賞

総合1位~3位 その他飛び賞あり

24. 事故発生時の緊急連絡先

陸上 ヤマハマリーナ琵琶湖 077-578-2182

湖上 セーリングスタッフカンパニー 中西金一郎 090-3708-1677

25. ボーツマスナンバー一覧

| 艇種 | ボーツマス No | 艇種 | ボーツマス No | 艇種 | ボーツマス No |
|------------|----------|---------------|----------|-------------------|----------|
| Y-33S | 87.9 | Y-31F | 93.0 | Y-24F | 107.3 |
| YR-9.5IMS | 91.3 | YR-30 | 94.0 | Y-25ML・II・III O/B | 106.2 |
| YR-30 II | 92.3 | Y-35EX | 94.1 | Y-23・II・III | 106.3 |
| Y-31S・SLTD | 92.0 | Y-30S II | 97.5 | Y-25ML・II・III I/B | 106.8 |
| Y-30S NEW | 91.5 | Y-31 II EX SH | 103.9 | Y-24 | 107.1 |
| FARR31 | 91.2 | Y-30ST | 98.1 | Y-25 II | 107.9 |
| | | Y-30S | 99 | Y-21S, | 109.9 |
| | | Y-28S | 101 | Y-21C | 110.8 |
| | | Y-26 II S | 101 | Y-21R/C | 111.5 |
| | | Y-31 II EX | 101.9 | J-21 | 113 |
| | | Y-26S・SC | 102 | | |
| | | Y-30CR・CRS | 102.5 | | |
| | | Y-26C・CEX | 103.8 | | |
| | | Y-26 II EX SH | 106.0 | | |

* 上記にない艇に関してはレース委員会でボーツマスナンバーを決定する。

* ホワイトセイル艇は自己申告することによりボーツマスナンバーを+3.0とする。

* 標準艇内装備、設備（クッション、床板等）と船舶検査に必要な法定安全備品を船外へ降ろすことは認めない。また、安全のためアンカー及びアンカーラインの搭載を義務づける。

但し、テーブルとその支え、ギャレージンバル、コンロはその限りではない。

* インспекション…レース委員会は、艇内装備、設備、搭載備品、機装セールエリアの検査のため随時レース艇に立ち入り検査を行う権限を有するものとする。